

省は、違約金条項に基づき、談合を行った業者に対して違約金の支払いを命ずる予定である。違約金条項は、独禁法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公取委が課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したときに適用されることになっている。

公取委は、平成18年3月24日付で豊平鉄鋼株式会社と株式会社釧路製作所に対し課徴金の納付命令を行ったが、豊平鉄鋼株式会社と共同企業体を組んだ東鋼橋梁株式会社に対して課徴金の納付命令がまだ行われていないこと、また、株式会社釧路製作所が受注した工事は現在履行中で、最終契約金額が確定していないことから、国土交通省は、本件3業者に対して現在のところ違約金の支払命令を行っていない。

しかしながら、国土交通省は、東鋼橋梁株式会社に対する課徴金の納付命令が確定した後に東鋼橋梁株式会社と豊平鉄鋼株式会社に対し、また、安庭本復旧上部工事が完成し、最終契約金額が確定した後に株式会社釧路製作所に対し、それぞれ違約金の支払命令を行うとしていることから、請求人が主張するように、長野県が本件3業者に対し、損害賠償請求権を行使していないことをもって違法又は不当に財産の管理を怠っているとまでは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、本件長野県分工事の損害を補てんするため、長野県に対し次のとおり要望する。

【長野県への要望】

長野県は、本件長野県分工事の損害額が補てんされるよう、国土交通省の違約金の支払命令手続き及びその精算事務を十分注視するとともに、県発注の工事における入札契約においては、談合等の不正行為が行われないよう十分努力すること。

(別記)

工 事 名	佐野川橋上部工事	安庭本復旧上部工事
発 注 者	国土交通省関東地方整備局長	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所長
施 工 箇 所	自：長野県千曲市八幡 至：千曲市稲荷山	長野県長野市信更町安庭地先 至：千曲市稲荷山
入 札 日	平成16年3月4日	平成17年3月18日
受 注 業 者 名	東鋼橋梁株式会社 豊平製鋼株式会社	株式会社釧路製作所
契 約 日	平成16年3月9日	平成17年3月24日
完 成 期 限	平成17年3月25日	平成19年3月20日
引 渡 日	平成17年3月25日	—
予 定 価 格	342,384,000円	120,540,000円
当初契約金額	317,100,000円	114,450,000円
最終契約金額	335,055,000円	履行中のため未確定
精算支払日	平成17年4月22日	—

監査委員事務局

正 誤

平成18年8月14日付け長野県告示第409号「生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更」中

ページ 行(箇所) 誤
2 下から11 医療法人ヘルスヘブン

正
山村眼科整形外科

コモンズ福祉チーム

平成18年9月7日付け公告「土地改良区役員の就退任の届出」中

ページ 行(箇所) 誤
14 左側18 松本市土地改良区

正
松本市神林土地改良区

水と土・郷づくりチーム